勤労青少年センター

	•
名称	女川町勤労青少年センター使用申請
手続き根拠	女川町勤労青少年センター条例 昭和56年女川町条例第7号
概要	使用目的 一般教養、体育及び健全なレクリエーション等。 勤労青少年の福祉増進を行う事を目的とする。 利用可能時間 午前9時~午後9時まで ただし、準備、後始末の時間を含む。 日曜日 午前9時~午後5時まで 休館日 毎週 月曜日(祝日除く) 年末年始(12月29日~1月3日)
申請手続き	1使用許可申請及び使用料減免申請 ※使用する2ヶ月前から使用前日まで 申請者 → <u>勤労センター</u> 女川町勤労青少年センター使用許可申請書・・・様式第1号 ※使用料については別紙参考 女川町勤労青少年センター使用料減免申請書・・・様式第3号 ※教育上又は公益上必要と」町長が認めた場合に減免となります。 2使用許可 <u>勤労センター</u> → <u>申請者</u> 女川町勤労青少年センター使用許可書・・・様式第2号
注意事項	・使用中に建物及び付属部品を破損又は紛失した場合は、使用者から徴収する場合があります。・既に許可した場合でも、公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのある場合等により許可を取消す場合があります。・その他、不明な点は事前に下記にお問合せ願います。
窓口	勤労青少年センター 女川町教育委員会 生涯学習課 TEL 53-2295